

志摩市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に關し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年6月26日

甲 志摩市長

訂内 1 号

乙 日本郵便株式会社志摩市内郵便局代表
浜島郵便局

局長 榎屋善成

伊勢郵便局

局長 藤山 一 央

志摩市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社志摩市内郵便局等（別表のとおり。以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲乙それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、市民サービスの向上等を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、連携して取り組むものとする。

- (1) 志摩市の観光資源のPRに関すること
- (2) 安全・安心な暮らしの実現に関すること
- (3) 地域経済の活性化に関すること
- (4) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (5) その他地域の活性化等に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の具体的な連携内容について協議を行い、効果的に実施するものとする。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(別表 志摩市内郵便局等)

大王郵便局	磯部郵便局	的矢郵便局
阿児郵便局	浜島郵便局	志摩片田郵便局
志摩郵便局	船越郵便局	布施田郵便局
阿児安乗郵便局	志摩越賀郵便局	甲賀郵便局
御座郵便局	阿児国府郵便局	阿児賢島郵便局
立神郵便局	伊勢郵便局	